

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第 20 号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条の表第9条第1項各号列記以外の部分の項中「第601条第3項」を「法第601条第3項」に改める。

附 則

この規則は、京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年6月14日京都市条例第4号）の施行の日から施行する。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）